

あかいしの郷 居宅介護支援事業所 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
介護保険指定番号 2275500722

当事業所は、ご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◇ ◆ ◇ 目 次 ◇ ◆ ◇	
1. 施設経営法人	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業の目的	1
4. 運営方針	1
5. 事業の実施地域及び営業日・営業時間	1
6. 職員の体制	2
7. サービスの内容	2 ～ 3
8. サービス利用料金	3 ～ 4
9. サービスの利用に関する留意事項	4
10. 苦情の受付について	5
《 重要事項説明書附属文書 》	6 ～ 7

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービス利用は可能です。

社会福祉法人 恒 仁 会
あかいしの郷 居宅介護支援事業所

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 恒仁会（こうじんかい）
代表者	理事長 伊藤 恒道（いとうつねみち）
所在地	静岡市葵区瀬名4701番9
電話番号	054 - 264 - 0222
FAX番号	054 - 264 - 0222
設立年月日	平成9年8月25日

2. 事業所の概要

種類	居宅介護支援事業所
施設名	あかいしの郷 居宅介護支援事業所
管理者	管理者 山下 由美子（やました ゆみこ）
所在地	榛原郡川根本町徳山1620番地の1
電話番号	0547 - 57 - 1234
FAX番号	0547 - 57 - 1200
開設年月日	平成17年7月1日
介護保険指定番号	2275500722

3. 事業の目的

居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

4. 運営方針

当事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行います。

5. 事業の実施地域及び営業日・営業時間

通常の事業実施地域	川根本町全域
営業日	月曜日 ～ 金曜日 ※ 但し、国民の祝日及び12月30日～1月3日を除く。
営業時間	8時30分 ～ 17時30分

※ 上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡可能な体制を整備しています。

6. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《 主な職員の配置状況 》 ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管 理 者	1名 (兼)	0名	1名	1名	業務全般の管理
2. 介護支援専門員	1名 (兼)	0名	1名	1名	居宅介護支援の提供

※ 管理者と介護支援専門員は兼務しています。

7. サービスの内容

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

《 サービスの内容 》

(1) 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈 居宅サービス計画の作成の流れ 〉

① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご契約者又はそのご家族等に対して提供して、ご契約者にサービスの選択を求めます。



③ 介護支援専門員は、ご契約者及びそのご家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者及びそのご家族に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院、又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

8. サービス利用料金

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

(2) ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をお支払ください。但し、事業所が発行する領収書を保険者に提出しますと、払い戻しが受けられます。

《 居宅介護支援費 》

(単位:月)

要介護度	居宅介護支援費
要介護度 1・2	1,086単位
要介護度 3・4・5	1,411単位
特別地域加算	居宅介護支援費単位の100分の15

《 その他の加算 》

(単位:月)

加算項目	加算額
① 初回加算	300単位
② 入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位
③ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位
④ 退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位
⑤ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位
⑥ 退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位
⑦ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位

⑧ 退院・退所加算(Ⅲ)	900単位
⑨ 通院時情報連携加算	50単位
⑩ 緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位
⑪ ターミナルケアマネジメント加算	400単位

※ 川根本町は地域区分が『7級地』であるため、上記の居宅介護支援費及びその他の加算の単位数に10.21円を乗じた金額がサービス利用料金となります。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ・ 通常の事業実施地域(川根本町全域)を越えた地点から1km当り50円

(4) 利用料金のお支払方法

前記(2)、(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月15日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 指定口座への振込み

(口座名義)	フク)コウジンカイ 社会福祉法人 恒 仁 会
(金融機関)	島田掛川信用金庫 川根支店
(口座番号)	普通預金 138029

イ. 現金

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交代

① 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

10. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 あかいしの郷 居宅介護支援事業所
○ 苦情受付担当者 山下 由美子
○ 電話番号 0547-57-1234
○ 受付時間 8時30分 ~ 17時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

川根本町 高齢者福祉課	所在地 電話番号	榛原郡川根本町上長尾627 0547 - 56 - 2234
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	静岡市葵区春日2-4-34 054 - 253 - 5590
静岡県福祉サービス適正化委員会	所在地 電話番号	静岡市葵区駿府町1-70 054 - 653 - 0840

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(所在地) 静岡県榛原郡川根本町徳山1620番地の1

(事業所) あかいしの郷 居宅介護支援事業所

(説明者) 職 名 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

(契約者) 住 所
氏 名

(代理人) 住所
氏名
続柄 ()

《 重要事項説明書附属文書 》

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービス提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

2. 損害賠償について

当事業所の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生についてご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. 虐待防止について

当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	山下 由美子
-------------	-----	--------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告します。

4. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

- (1) 契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れ

がない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。
契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合。
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立及び要支援と判定された場合。
- ③ ご契約者が介護保険施設に入院又は入所した場合。
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合。（詳細は以下をご参照ください。）

（２）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合。
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合。
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により、ご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

（３）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。